# いじめ防止基本方針(学校基本方針)

いじめ防止対策推進法(平成25年9月28日)施行を受けて

令和4年4月 **新宿区立鶴巻小学校** 

#### 目指す学校像

# ぬくもりと優しさに満ちた安心できる場所を目指して

★健全育成を目標に「いじめ」「不登校」など、未然防止の取り組みに重点を置く。

### 1 未然防止の取組み

- ① 「わかる授業」を心がける。
- ⇒学習の中で児童一人一人に活躍の場面をつくり、学習へ向かう意欲を持たせる。 ※教師の指導力の向上、授業改善のため校内研究を充実させる。
- ② 学習規律の徹底(集団の一員としての自覚をもたせる)
- ⇒学校生活全体を通して規範意識を育む。きまりを守ることの大切さ、心地よさを育む機会とし、全教員が同じ基準で指導を行う。特に話の聞き方、発言の仕方などに一定の規律を持たせ日々の授業の中で、発言したり聴いたりする姿勢を育成することでコミュニケーション能力を育むための基礎的な力を育成していく。

※学習のきまり、持ち物のきまり等を家庭と連携し推進していく。

- ③ 自己有用感を獲得させる。
- ⇒学校生活全体(学習、なかよし班活動、特別活動、行事等)の場を通じ、友人関係、集団作り、社会性を育むと共に、自分が「役に立っている」「認められている」といった自己有用感を獲得させる。
  - ※道徳の時間、道徳授業地区公開講座の充実を図る。
  - ※「居場所(子供が安全で困らないようにする)づくり」を進める中で「絆づくり」(互いに認め合う場)を進める。
- ④ 「いじめ」についての理解を深める。
- ⇒「(ふざけっこなどの)やりすぎ」「悪ふざけ」「いたずら」「嫌がること」「嫌がらせ」 等の行為が「いじめ」に発展していくことを発達段階に応じて全児童に理解させ、自己コ ントロール力を育む。
  - ※教員・・・・生活指導全体会(学期に1回)の実施、生活指導夕会(毎週金曜日) の充実を図る。
  - ※児童・・・・全校朝会校長講話、児童アンケート、SCによる全員面接(5年) ふれあい月間での学級指導(6,11,2月)を行う。
  - ※保護者、地域・・・保護者会、個人面談、学校便り(6,11,2月)を活用して啓発を行う。

### 2 早期発見の取組み

### 【情報の収集】

- ①日ごろの児童の様子を知ることで、変化に気付く。
- ⇒朝の出席点呼、遊びや言動、ふざけっこ等、気になる変化に気付いた時はメモ (5W1H 等)をしておく。
- ⇒養護教諭や、専科、S.C、担任以外からの情報等。
  - ※家庭での様子(保護者のかかわり方や家庭環境を知っておく)
  - ※個人のノート等の活用
- ②周囲の児童からの情報(重要)
- ⇒「告げ口」「チクリ」意識の転換⇒卑怯なこと、恥ずかしいことではない⇒命を守るため に必要なこと。(○例不審者を見かけたときと同じ) ⇒勇気を持って行動する⇒意識の転 換 は、いじめられている児童にとっても精神的な成長になり、自分から発信する力にな るはず。「何もしない」「周囲であおる」などは加わっていることと同じだという認識を持た せる。
  - ※全校朝会校長講話(6, 11, 2月)、学級指導(6, 11, 2月)
- ③保護者からの情報
- ⇒連絡帳など
- ④ふれあい月間での取り組みから
- ⇒アンケート調査からの情報への対応を、聞き取りを中心に丁寧に行う。 ※6,11,2月アンケートと調査、5年児童へのSCによる全員面接の実施
- ⑤地域(公園、登下校中、他団体等)からの情報収集。
- ⇒地域からの情報対応
- ⇒民生児童委員などとの連携を行う。※民生児童委員連絡会(夏季休業前)他

#### 【情報の共有】と【初期対応】(学校いじめ対策委員会を機能させる)

- ⇒いじめ対策委員会(学校サポートチーム)を組織し、分掌の中に位置づける。
- ⇒いじめ対策委員会は、管理職、学年主任、生活指導主任、SCで組織する。
- ⇒いじめ対策委員会は、日常においては、いじめの予防のための意識を教職員や児童に啓発 していく役割を担う。
- ⇒いじめの予防のためには、すべての教職員が、些細な情報も放置したり、問題ないと個人 で判断したりしないように、疑わしいと思われる出来事などは、その日の職員夕会、生活 指導夕会の場で報告し情報を共有する。
- ⇒いじめと思われる出来事が発生した場合は、全教職員で対応が後手にならないように、迅速な情報の共有を図る。いじめ対策委員会は、その際の核となる働きをし、必要に応じて外部の協力機関とも連携していく。

## 3 対処について 学校いじめ対策委員会の役目

- ①学校いじめ対策委員会は「いじめ」として対応すべきかを含め、対処の進め方を判断する。
  - ※「重大な事態」(身体や財産に重大な被害が生じる恐れ)と判断された時は学校の設置者の指示に従って必要な対応を行う。
  - ※全教職員への連絡や報告の判断をする。

#### ②情報整理と事実の確認⇒指導の方針

- ⇒「いじめられた児童」からの聞き取りとケア、「いじめた児童」からの聞き取りと指導 ※周囲の児童からの情報を得る。
  - ※「いじめられた児童」から事実を確認する。
  - ※「いじめた児童」へは事実をもとに、悪かった点に気付かせる⇒納得させる⇒謝罪の 気持ちを持たせる⇒謝罪の流れで指導を行う。
- ③保護者との連絡を判断する。
- ⇒どの時点で保護者と連絡を取るのかを判断する。
- ④問題点の解消まで組織として責任を持つ。
- ⇒見守りと共に、問題の再発を防ぐ教育活動を継続する。

#### ⑤その他

#### 評価について

- ※学校評価に各学校共通項目を置く。
- ※項目1「未然防止の取組み」については、6月、11月、2月の職員会議でその取り 組みについて確認する。
- ※項目2「早期発見の取組み」については毎週金曜の生活指導夕会で確認する。
- ※項目3「対処について」は随時、学校いじめ対策委員会で判断された方針に沿って行う。